

山青森県報

号外第六十号

令和七年
六月三十日
(月曜日)

目 次

選挙管理委員会

- 参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日……………(事務局) ……一
- 参議院青森県選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日……………(同) ……一
- 公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程 (同) ……一

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十五号

令和七年七月二十日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙における選挙人名簿の登録について、選挙時登録の基準日を公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十条第三項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第十四条第二項の規定により告示する。

令和七年六月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

選挙時登録の基準日

令和七年七月二日

青森県選挙管理委員会告示第四十六号

令和七年七月二十日執行の参議院青森県選挙区選出議員選挙においてポスターを掲示することができる日を、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四百四十四条の二第五項の規定により次のとおり定めたので、同項の規定により告示する。

令和七年六月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

ポスターを掲示することができる日 令和七年七月三日

青森県選挙管理委員会告示第四十七号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年六月三十日

青森県選挙管理委員会委員長 鶴岡真治

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程(昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号)の一部を次のように改正する。

第百三十八条第一号カ中「五百円」を「千円」に改め、同号カを同号キとし、同号オ中「千円、」を「千五百円、」に、「三千円」を「四千五百円」に改め、同号オを同号カとし、同号エ中「一万二千円」を「二万三千円」に改め、同号中エをオとし、ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額第百三十八条第三号ア中「船賃」の下に「、航空賃」を加え、「イ及びウ」を「からエまで」に改め、同号イ中「二万円」を「二万円」に改め、同条第四号ア中「一万円」を「一万五千元」に改め、同号イからエまでの規定中「一万五千元」を「二万円」に改める。

第百六十八条中「第七十五条第五項」を「第七十五条第六項」に改める。

第百六十九条中「第七十四条第六項」を「第七十四条第七項」に、「第七十五条第五項」を「第七十五条第六項」に改める。

第百九十四号様式中「mm」を「21cm」に改める。
第二百十三号様式中「第七十五条第五項」を「第七十五条第六項」に改める。
附 則
この規程は、告示の日から施行する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 青森県	
(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付二十一円七十銭